

[10] 一宮市動物の愛護及び管理に関する条例（案）の概要

1 条例の趣旨

「動物の愛護及び管理に関する法律」において、市は、動物の健康及び安全を保持するとともに、動物が人に迷惑を及ぼすことのないようにするために必要な措置について条例を定めることができるとしています。なお、愛知県の「動物の愛護及び管理に関する条例」における犬による危害の防止に関する規定は、保健所を設置する市（一宮市）には適用されないことになっています。

2 条例の概要

項目	愛知県	一宮市
動物の飼い主の遵守事項	<ol style="list-style-type: none">1 適正にえさ及び水を与えること。2 寄生虫の防除、疾病の予防等日常の健康管理に努めるとともに、疾病にかかり、又は負傷した場合は、適切な措置を講ずること。3 必要に応じて適正な飼養施設を設け、当該飼養施設の構造及び規模に応じた種類及び数の動物を飼養すること。4 汚物及び汚水を適正に処理し、飼養施設の内外を常に清潔に保つこと。5 公共の場所並びに他人の土地及び物件を不潔にし、又は損傷させないこと。6 異常な鳴き声若しくは臭気、飛散する毛若しくは羽毛又は発生する多数のねずみ若しくははえその他の害虫により人に迷惑をかけないこと。7 逃走した場合は、自ら搜索し、収容すること。	愛知県と同じ

[次ページへ続く]

項目	愛知県	一宮市
飼い犬の係留義務	<p>犬の飼い主は、その所有し、又は占有する犬（以下「飼い犬」という。）を、一定の場所に、綱、鎖その他の物によってつないでおかなければならない。ただし、次の 1 から 4 のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>1 警察犬、狩猟犬又は盲導犬をその目的のために使用するとき。</p> <p>2 人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれのない場所又は方法で、飼い犬を訓練し、運動させ、又は移動させるとき。</p> <p>3 自己の所有し、又は占有する場所において、おり、さく、塀等の囲いを設けて飼い犬を收容するとき。</p> <p>4 その他規則で定めるとき。</p>	<p>愛知県における 1 の基準については、災害救助犬、身体障害者補助犬も対象であることを明確にすることとします。</p> <p>その他の義務については、愛知県と同じとします。</p> <p>また、愛知県の基準に加えて、次のとおり追加することとします。</p> <p>「前項に規定するもののほか、犬の飼い主は、飼い犬を訓練し、運動させ、又は移動させるときは、害の発生を制止できるように常に監視しなければならない。」</p>
事故発生時の措置	<p>犬の飼い主は、飼い犬が人にかんだときは、その事実を知った時から 48 時間以内に届け出なければならない。また、狂犬病の疑いの有無についてその飼い犬を獣医師に検診させなければならない。</p>	愛知県と同じ

[次ページへ続く]

項目	愛知県	一宮市
措置命令	<p>・飼い犬をつないでいないときは、犬の飼い主に対し、(1)(2)の措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>(1) 飼い犬を一定の場所に綱、鎖その他の物によってつなぐこと。</p> <p>(2) 自己の所有し、又は占有する場所において、おり、柵、塀等の囲いを設けて飼い犬を収容すること。</p> <p>・飼い犬が人の生命、身体又は財産に害を加えたとき等は、犬の飼い主に対し、飼い犬に口輪をかけること等の措置をとるべきことを命ずることができる。</p>	愛知県と同じ
野犬等の抑留及びその通知等	<p>・飼い主のない犬又は係留義務に違反してつながれていない飼い犬(以下「野犬等」という。)がいる場合は、野犬等を捕獲のうえ抑留することができる。</p> <p>・野犬等による人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止するため緊急の必要があり、かつ、捕獲することについて著しく困難な事情があるときは、抑留を行うため、区域及び期間を定めて、薬物を使用して野犬等を捕獲することができる。この場合、被害を及ぼさないように、当該区域内及びその近隣の住民に対して、その旨を周知する。</p>	愛知県と同じ

項目	愛知県	一宮市
野犬等の抑留及びその通知等	<p>・野犬等を抑留したときは、飼い主の知っているものについてはその飼い主に引き取るべき旨を通知し、飼い主の知らないものについてはその野犬等を捕獲した旨を2日間掲示する。</p> <p>・通知又は掲示をした場合において、飼い主が通知を受け取った日又は掲示期間満了の日後1日以内にその野犬等を引き取らないときは、処分することができる。ただし、飼い主から、やむを得ない理由によりこの期間内に引き取ることができない旨等の申出があったときは、申し出た期間が経過するまでは、処分することができない。</p>	愛知県と同じ
費用の負担	<p>犬の飼い主は、飼い犬を抑留されたときは、抑留中の飼養管理費及びその返還に要する費用を負担しなければならない。</p>	愛知県と同じ
報告の徴収等	<p>飼い主に対し、飼養施設の状況等に関し報告を求めることができる。また、飼養施設を設置する場所等に立ち入り、飼養施設その他の物件を検査したり、関係人に質問することができる。</p>	愛知県と同じ

3 施行予定日

令和3年4月1日